

令和 4 年（2022 年）3 月 24 日

グループ補助金利用事業者 代表者 様

長野県産業労働部長

（公印省略）

長野県グループ補助金に係る担当係の変更及び取得財産の管理について（通知）

令和元年東日本台風（台風第 19 号）からの産業復興を支援する「グループ補助金」については、交付申請から実績報告まで、ご協力をいただきありがとうございました。

この度、組織改編に伴い「産業政策課 復興支援係」が廃止され、令和 4 年 4 月 1 日以降は「産業政策課 企画担当」が担当になりますのでご連絡いたします。

また、補助金で取得された「施設・設備」を適正に管理いただくため、交付要綱に「財産の処分の制限」について規定しています。今年度に事後相談となったケースがあったため、再度以下に記載します。今一度ご確認ください、引き続き取得財産等の適切な取扱いをお願いいたします。

ご不明な内容等がありましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

記

1 取得財産（施設・設備）の管理

- (1) 取得財産の管理ラベルシールは、財産処分制限期間中は取り外しや一部破損等の無いよう管理をお願いします。
- (2) 取得又は修繕・修理した財産を「処分」しようとする場合には事前にご相談ください。特に、財産が 50 万円（税抜き）以上の場合は、手続きが必要になります。そのため、必ず「事前」に別紙様式（連絡シート）によりご相談ください。

なお、「処分」とは次の 7 項目をいいます。

- ①転用 : 所有者の変更を伴わない目的外使用
- ②譲渡 : 所有者の変更
- ③交換 : 他人の所有する他の財産との交換
- ④貸付 : 所有者の変更を伴わない使用者の変更
- ⑤担保に供する処分 : 処分制限財産に対する抵当権その他担保権の設定
- ⑥取壊し : 処分制限財産（施設及びその土地を含む）の使用を止め、取り壊すこと
- ⑦廃棄 : 処分制限財産（設備）の使用を止め、廃棄処分すること

◆具体事例◆

- ・設備が破損等で使用不可能となり、買い替え又は廃棄処分する必要がある（廃棄）
- ・金融機関等から資金調達で、処分制限財産を担保に入れる必要がある（担保に供する処分）
- ・経営上なんらかの要因で、財産を売却する必要がある（譲渡）
- ・事業承継や分割によって、財産の所有者が変わる場合（譲渡）

- ※ 内容により補助金を返還いただく場合がありますので、あらかじめご承知ください。
- ※ 詳細については、別紙「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（平成 16・06・10 会課第 5 号）」をご確認ください。

2 取得財産の設置場所や連絡先の変更に伴う手続き

財産の設置場所（同一敷地内や隣接する敷地への移動を除く）や連絡先（企業名、所在地、代表者名、担当者名、電話番号等）に変更が生じた場合は、速やかに別紙様式（連絡シート）により、県へご連絡ください。

なお、県外・国外へ移設する場合は、原則として補助金返還となりますので、ご注意ください。

3 取得財産の固定資産計上を示す書類の提出

取得時期により実績報告時に以下の書類を提出できなかった場合は、速やかにご提出ください。

- (1) 市町村が発行する固定資産課税証明書（または、受付印の押された申告書の写し）
- (2) 事業者が管理する固定資産台帳

4 グループ活動への参加

各グループで作成した復興事業計画によるグループ活動（グループの構成員が共同して被災地域の復興等に取り組む事業）へご参加ください。

5 会計検査

グループ補助金は、国の補助制度であるため、会計検査院による実地検査等が実施される可能性があります。

他県（東日本大震災の被災地）で実施された指摘事例では、

- (1) 請負業者から支払った代金の一部の返金
- (2) 取得した設備の無断の譲渡

などにより補助金返還になった事案が発生しています。

関係書類の保管（5年間）や財産管理（実績報告時に提出された財産処分制限期間）の徹底をお願いします。また、請負業者からの返金や保険金の支払等が確認された場合は、速やかに別紙様式（連絡シート）により県へ申し出ていただきますようお願いいたします。

6 別紙様式（連絡シート）等のダウンロードについて

「財産処分」や「連絡先変更」等にかかる別紙様式（連絡シート）は、県ホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/hozyokin/group.html>）からダウンロードできます。また、県メール（san-step@pref.nagano.lg.jp）へご連絡いただければ、メールにて様式をお送りいたします。なお、連絡シートの電子媒体は、グループ代表者にも提供済です。

7 問い合わせ先

令和4年4月1日（金）から連絡先が以下のとおり変更となります。

担当部署	長野県 産業労働部 産業政策課 企画担当（県庁5F）		
住所	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2		
電話	026-235-7205（直通）	F A X	026-235-7496
E-mail	san-step@pref.nagano.lg.jp		